

## 優遇世帯に関する申告書

優 遇 世 帯	
母子・父子世帯	申込者本人が、現に20歳未満（令和7年1月31日時点）の子を扶養している世帯（別居、離婚調停中の方は該当しません）
高齢者世帯	申込者本人が60歳以上（令和7年1月31日時点）であり、同居者のすべての方が、60歳以上（令和7年1月31日時点）の3親等の親族である世帯
障害者世帯	次のアからエのいずれかに該当する方がいる世帯 ア 「身体障害者福祉法」第15条第4号の規定により、1級から6級の身体障害者手帳の交付を受けている方 イ 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令」第6条第3項の規定により、次のいずれかに該当する方 1) 1級から3級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 2) 障害等級が1級10号の障害年金給付を受けている方 ウ 、A、B又はCの療育手帳（みどりの手帳等）の交付を受けている方 エ 「戦傷病者特別援護法」第4条に規定する戦傷病者手帳の交付を受けており、障害の程度が「恩給法」別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する方
原子爆弾被爆者	「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」第2条の規定により、被爆者健康手帳の交付を受けている方
海外引揚者	新たに海外から引き揚げた方で、市長の指定を受けた方（日本上陸後5年以内で、引揚証明書の交付を受けている方）
ハンセン病療養所入所者	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」第2条に規定するハンセン病療養所等に入所していた方
DV被害者世帯	申込者本人が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第1条第2項に規定する配偶者等からの暴力の被害者で、次のいずれかに該当する世帯（加害者であった配偶者等との同居は認められません） ア 上記の法律第3条第3項第3号に規定する保護が終了した日から5年を経過していない イ 女性自立支援施設又は母子生活支援施設で入居が終了した日から5年を経過していない ウ 裁判所が決定した保護命令が効力を生じた日から5年を経過していない エ 女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター等から「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている
通算3回落選・補欠	募集月の前の直近5年間に於いて、同一名義人で市営住宅の入居申込をし、落選もしくは補欠となった回数が3回以上の方。（ただし、令和元年11月以降のもの） （入居申込の際に抽選結果が落選となっているハガキ（3回分）を必ず持参してください。また、郵送にて申込される場合はコピーを同封してください。）
子育て世帯	申込者本人が、現に20歳未満（令和7年1月31日時点）の子を扶養している世帯

上記の項目について該当される場合は、右側の欄に を書き込んで下さい。上記項目の該当数に応じて、抽選番号が増加します。誤って申告されますと失格となります。

1DKタイプ住宅の申込世帯については、上記項目に2つ以上該当していない場合、抽選番号は加算しません。

裏面の『記載例』をご参照ください。

## 優遇世帯に関する申告書

優 遇 世 帯		
母子・父子世帯	申込者本人が、現に20歳未満（令和7年1月31日時点）の子を扶養している世帯（別居、離婚調停中の方は該当しません）	○
高齢者世帯	申込者本人が60歳以上（令和7年1月31日時点）であり、同居者のすべての方が、60歳以上（令和7年1月31日時点）の3親等の親族である世帯	
障害者世帯	次のアからエのいずれかに該当する方がいる世帯 ア 「身体障害者福祉法」第15条第4号の規定により、1級から6級の身体障害者手帳の交付を受けている方 イ 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令」第6条第3項の規定により、次のいずれかに該当する方 1) 1級から3級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 2) 障害等級が1級10号の障害年金給付を受けている方 ウ 、A、B又はCの療育手帳（みどりの手帳等）の交付を受けている方 エ 「戦傷病者特別援護法」第4条に規定する戦傷病者手帳の交付を受けており、障害の程度が「恩給法」別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する方	○
原子爆弾被爆者	「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」第2条の規定により、被爆者健康手帳の交付を受けている方	
海外引揚者	新たに海外から引き揚げた方で、市長の指定を受けた方（日本上陸後5年以内で、引揚証明書の交付を受けている方）	
ハンセン病療養所入所者	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」第2条に規定するハンセン病療養所等に入所していた方	
DV被害者世帯	申込者本人が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第1条第2項に規定する配偶者等からの暴力の被害者で、次のいずれかに該当する世帯（加害者であった配偶者等との同居は認められません） ア 上記の法律第3条第3項第3号に規定する保護が終了した日から5年を経過していない イ 女性自立支援施設又は母子生活支援施設で入居が終了した日から5年を経過していない ウ 裁判所が決定した保護命令が効力を生じた日から5年を経過していない エ 女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター等から「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている	
通算3回落選・補欠	募集月の前の直近5年間に於いて、同一名義人で市営住宅の入居申込をし、落選もしくは補欠となった回数が3回以上の方。（ただし、令和元年6月以降のもの） （入居申込の際に抽選結果が落選となっているハガキ（3回分）を必ず持参してください。また、郵送にて申込される場合はコピーを同封してください。）	○
子育て世帯	申込者本人が、現に20歳未満（令和7年1月31日時点）の子を扶養している世帯	○

上記の項目について該当される場合は、右側の欄に を書き込んで下さい。上記項目の該当数に応じて、抽選番号が増加します。誤って申告されますと失格となります。

1DKタイプ住宅の申込世帯については、上記項目に2つ以上該当していない場合、抽選番号は加算しません。